

中学生が声優に挑戦！

「マルオ君の消費者ものがたり契約編」を作成しました！ ～ 若年層への消費者教育 ～

SNSをきっかけとした若年層の消費者トラブルの増加や学習指導要領の改訂、成年年齢の引き下げなどの影響により、若年層への消費者教育の必要性が一層高まっています。

本市では、市立弥栄中学校の生徒に協力していただき、消費生活の基本となる「契約」について分かりやすく説明した動画を作成しましたので、お知らせします。

契約の基礎を学びましょう



マルオ君

先生

(協力：相模原市立弥栄中学校 演劇部)

こんな消費者トラブルが増加

「SNSで知り合った友人に儲かる話を勧められ、借金をして高額な契約をしたが、やっぱりやめたい」などマルチ商法に関する相談が寄せられています。本市の場合、今年度、既に20件(昨年度16件)の相談が寄せられており、増加傾向となっています。

小学校で「契約」!? 学習指導要領の改訂

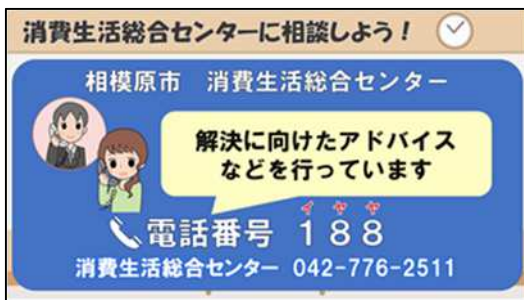
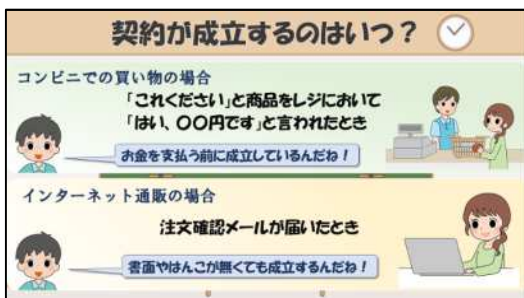
2020年度から、小学校家庭科において、「買い物

民法上の成人が18歳に!? 成年年齢の引き下げ

2022年度から、保護者の同意を得ないで契約できるようになる一方、社会経験が乏しいことで安易に不要な契約をしてしまうなど、消費者トラブルの増加が懸念されています。

「マルオ君の消費者ものがたり契約編」とは

これまで馴染みのなかった法律用語やイメージしにくい言葉を、普段の生活に分かりやすく置き換えて、日々の「体験」と授業で習う「知識」を関連付けられる内容としました。「契約を結ぶと、(原則として)一方的にやめられない」「消費生活総合センターに相談する」など、消費生活に関する基本的な知識を広く網羅しており、今後、学校の授業の導入や補助、復習資料、出前講座の資料などとして活用していきます。



若年層向け消費者教育補助資料(動画)

名称	マルオ君の消費者ものがたり 契約編
音声	相模原市立弥栄中学校 演劇部
媒体	PPTスライドショー(音声有)
時間	約3分50秒
著作	相模原市消費生活総合センター

お問い合わせ先
消費生活総合センター
直通電話：042-776-2598
担当：小泉